

二月十五日(土)入試第二日目
衣笠キャンパスで、全法連、平野に抗議行動。広小路キャンパス
においても、抗議集会デモを行い、正門から河原町通へ出たところ
で、検閲隊の規制を受け、道路交通法違反公定刑違反で三人が逮
捕される。フロントは、全法連から脱退し、その影響力の強い産社関
委、文芸委は分裂。

法学部のI君に九石目転車の就職内定取り消しの通知がくる。

二月十六日(日)入試最終日

全日本史闘争を最前衛とする全法連二百人は、入試後行抗議集
会を開き、午後一時から武蔵デモを開始する。近畿予備校へ北上し
ようとしたデモ隊は、検閲隊の弾圧にあい、一三人が逮捕される。京
都では初の法学生連合会が適用された。

この三日間の入試は、激戦下、混乱なく終わる。選挙会が明言し
た。選挙理念の再確認、選挙体制の確立への努力は、大衆団交から五
日を経て、少しでも進行しただろうか。入試休戦の、わずか三日間
くらいはという意識が体制と大学への弾劾の矛先をよくし、理事
会、代々木の本館収拾の権限を可能にさせたのだ。選挙会は、入試
が終了したことを見届けるや、一転して全法連との交渉をう
ちきり、団交を断った。この選挙会の転換のあとで、団交したのは、
学生大会で団交を断立している団交実行委員会とする法学部
教授会である。

突出ノかけ足のバグゲードストライキ、大学無血革命の旗幟
すでに六八年の春から、学部の間で委員会運動を始めてきた法連
委員は、早くからボツダム自治会、自治会、自治会連合会への批判を断
断とリードしていた。法連委員は、二・七大会を次のアビールで
迎える。

【資料】

法連委員アビール (抜粋) 2/6

立命館体制の補充物、ボツダム自治会に集う法自軌(民育)を
弾劾し、委員会民主主義、国会委員会体制の強化により、我々の闘
争列を前進せしめよ!

法自軌(民育)は、今や大学当局の養子と化し、「市民社会」に
おける私的強制装置としての性格を暴露した。

我々はいかなる法自軌を弾劾し弾劾する中で、既に多数の学友の
手によって情状をもって展開されているクラス、ゼミ、学生会、回生
別闘争運動を、更に徹底的に組織化し、我々の自己性と全体の有機的
・構造的結合を緊密に進めねばならない。

法自軌(民育)を弾劾し、闘争体制の強化によりスト実行委員
制の確立を!

スト実行委員とは、法自軌弾劾の後、単なる暫定執行部を作るのでは
なく、闘争運動に基いたクラス、ゼミ、回生別の代表者によって
構成される執行体制である。具体的には、学部三年、教授会との大
衆団交を主要任務とし、学部ストライキを含む運動の連絡・指導機
関であり、我々の志向する委員会民主主義と即座の「コール」の発動の
発動の保障によって運動の硬直化を避ける機関である。

その二・七大会は、次のような地平で開かれたことが、明らかに
される。

【資料】全法連学生、法学部教授会への宣言
大衆団交実行委員会 2/8

A 二・七大会(七五八名)は、次の事を決議した。
(1) 法自旧石井執行部方針案は、ことごとく可決に至らなかった。
(2) 法連委員会は、三号議案の保留を除いて可決された
よって、大会が可決した議案の内容は、法学部自治会、とりわけ旧
執行部を拘束する。
第一議案「法学部教授会との大衆団交を要求」
我々の任務、法学部教授会の解体
大衆団交権の確立

第二議案「石井執行部を弾劾し、大衆団交実行委員会(二・一集
会)で選出された議長団を軸にクラス、ゼミの代表をもって構成」を組
織

我々の任務、第一議案の進行をはかり、執行部―自治委員会制
をくつがえし、クラス、ゼミ運動に規定されるところの新たな学生
自治―学生権力の創出
第三議案「法学部対教授会団交貫徹のために、学部ストライキを」
我々の任務、教授会の団交拒否に對し、ストライキ体制をうちか
ためる。

B 大会決議にもとづいて団交実行委員会は次の事を宣言する。

- (1) 石井旧執行部は、大会議長の開会宣言以後、あらゆる権限を失
ない、以後の教授会との約束は一切、無効である。
- (2) 旧執行部は、たゞちに、団交に専断を引き継ぎ、予算の執行、
自治会堂の使用を中止し、私物化を許さない。
- (3) 法学部学生は、大衆団交権を獲得した。つまり、学生大会に
責任を負いつつ、ボツダム自治会を止揚する新たな方向へむかっ
ていると確信する。
- (4) 旧執行部、党派的な妨害をうちくだし、必要とあらば、保留さ
れたストライキ権の行使を呼びかける。(要旨)

これをうけて所長議長団は、教授会との交渉に入る。九日にも
「学部集會」が開かれるところまで来たが、一たん「学部集會」に同
意を与えた所長議長団は、自から、それをひっくりかえした。大衆
団交権の確立に、自分の任務を規定しなされたからだ。交渉は、そ
のまま平行線となる。その交渉に、学部三役がひとりも出席した
とがなかったという事を記して置く。

二月十一日(火) 法学部教授会は、所長のデッチャリ暫定執行
部(吉田派)を承認。

二月十三日(木) 暫定執行部吉田派は、はじめて我々をあらわし
いかなる自治破壊攻撃も許さず、自治会正常化のために闘おう」と
いうアビールを発表。学友会執行部は、全法連系代議員に通知せず
緊急代議員会を、民育のこもる研心館で開催。①全学ストライキ
の確立、②選挙会の全法連団交を批判、ちよびり強制的になろう
としている。

教授会の第二自治会賛助もあって、所長との交渉は不まじめに、
ただ、だら／＼と進展なくひきのばされる。(我々は、ときには中
川会館の中まできた井上助教授の主観的な説話を疑ってはいない。
今でも)所長議長団は、七項目要求学部団交の即時開催にこだわ
りつつも、院教学の腐敗をあげく信原君問題、I君問題、後期試験、
入試など、問題のそれぞれについて討論集會を共催することをと
めた。教授会は、交渉を七項目のみにしぼり、しかも団交には応
じられないとの回答をくりかえした。